

諮問日：平成28年4月8日（平成28年度（個）諮問第1号）

答申日：平成28年7月15日（平成28年度（個）答申第1号）

件名：東京地方裁判所における特定事件で提出された文書等に記録された保有個人情報
の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「特定労働局の職員が、特定独立行政法人に「特定労働局の職員が、職務上知り得た開示申出人に関する秘密」を伝え、特定独立行政法人が、東京地方裁判所特定部の特定事件に、秘密に、提出した文書」に係る保有個人情報及び「特定事件・東京地方裁判所特定部が、特定独立行政法人から秘密に提出され、上記裁判所は、開示申出人に開示していない、「特定労働局の職員が職務上知り得た開示申出人に関する秘密」の文書」に係る保有個人情報（以下、まとめて「本件対象保有個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、そのような保有個人情報は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件対象保有個人情報についての裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年2月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

東京地方裁判所特定部は、本件対象保有個人情報を判決文に記載している以上、これを保有している。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

- 1 原判断庁の説明によると、司法行政部門のほか、苦情申出人が開示申出の理由において、同人に係る保有個人情報の記録された文書を取得、保有している部署としている特定部をも対象に開示申出に合致する保有個人情報の記録された司法行政文書を探索したが、その保有を確認することができなかったとのことであり、本件対象保有個人情報を取得していないとして不開示とした原判断は合理的である。

なお、苦情申出人は、訴訟事件記録に編てつされている文書に記録された保有個人情報の開示を求めているようにも考えられるが、保有個人情報開示申出の対象となる情報は、司法行政文書に記録されているものに限られるところ、訴訟事件記録に編てつされているものに司法行政文書は含まれないから、保有個人情報開示申出の対象とはならない。

- 2 また、苦情申出人は、特定事件の判決書の記載から、前提として当該判決書に係る特定部が苦情申出人に関する秘密の文書を取得しているはずである旨主張するが、判決書中の記載は、苦情申出人に関する秘密の文書を特定部が取得したことを裏付ける記載ではないから、苦情申出人の主張には理由がない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年4月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年6月1日 審議
- ⑤ 同年7月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人から、東京地方裁判所に対し、本件対象保有個人情報の開示を申し出るものである。これに対し、原判断庁は、本件対象保有

個人情報取得していないとして不開示とし、最高裁判所事務総長も、原判断を相当としているから、その当否について検討する。

- 2 本件開示申出に係る開示申出書及び本件苦情申出に係る苦情申出書によれば、苦情申出人は、自らが当事者となっていた特定民事事件に係る判決書の記載内容から、当該事件の担当部において、苦情申出人に係る個人情報を特定機関から取得したのではないかと考え、当該部において保有する上記個人情報の開示を求めているものと解される。

ところで、取扱要綱による個人情報の開示手続の対象となるのは、司法行政文書に記録されている個人情報に限られ、ここでいう司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう（取扱要綱記第1の2）。これに対し、事件記録を始めとする裁判文書は、専ら裁判事務に関する文書であって司法行政文書に当たらないから、裁判文書に記録された個人情報は、取扱要綱による個人情報の開示手続の対象とはならないというのが相当である。

これを本件開示申出についてみると、本件開示申出の内容は、上記のとおり解されるのであるから、裁判部である東京地方裁判所の特定部において管理している裁判文書である事件記録内の文書に記録された個人情報の開示を求めていることが明らかというべきであって、東京地方裁判所において本件対象保有個人情報を保有しているか否かを問わず、本件開示申出は、取扱要綱による個人情報の開示手続の対象とならないものの開示を求めるものというべきである。

したがって、本件開示申出は、開示手続の対象とならないものの開示を求めるものとして不相当であり、不開示とすべきものである。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出につき、本件対象保有個人情報は取得していないとして不開示とした原判断については、本件開示申出が取扱要綱

による個人情報の開示の手続の対象とならないものの開示を求めるものと認められるので、結論において妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人